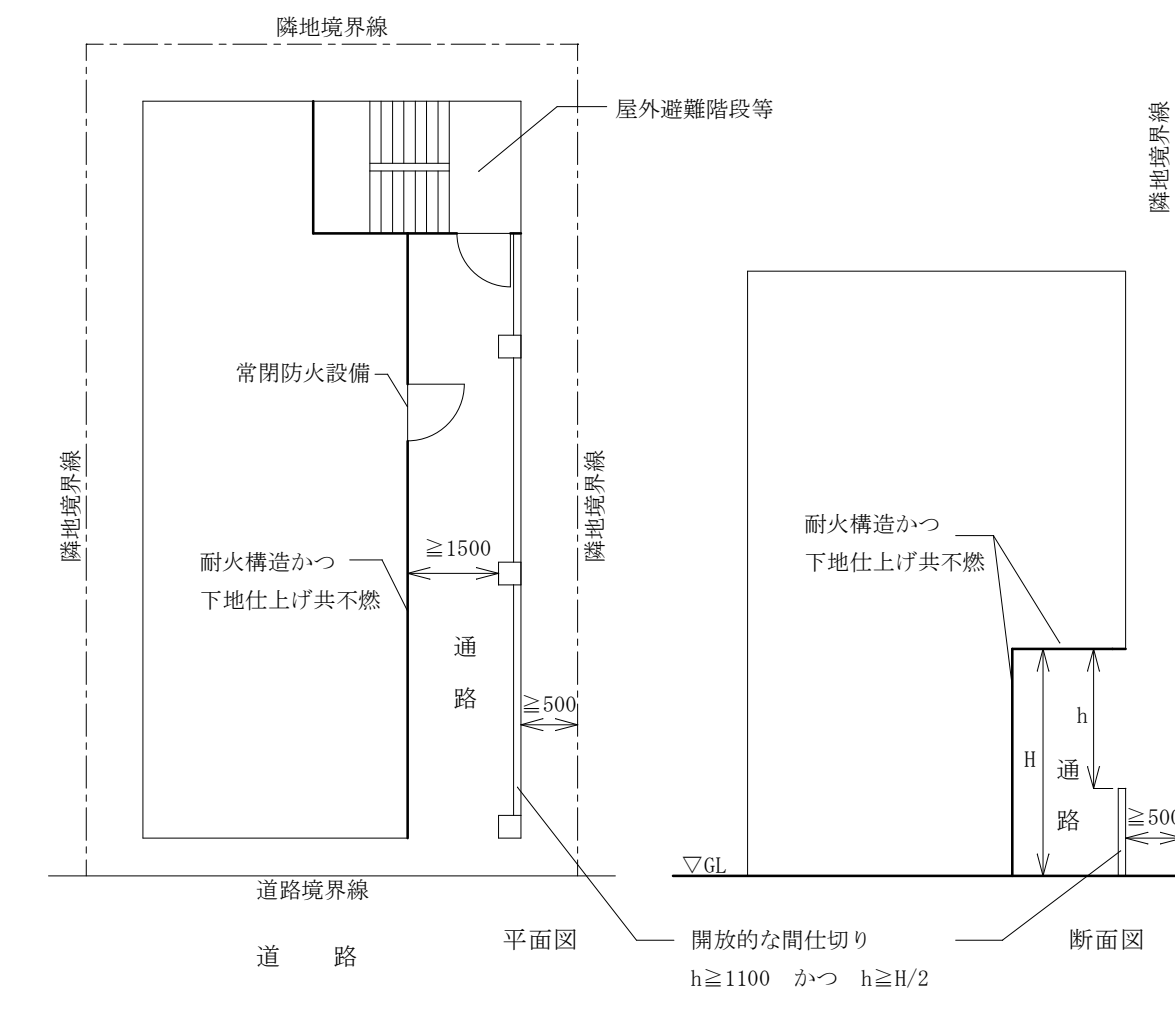


避難の用に供する敷地内の通路が次の各号に該当する場合には、
屋内を通過することができるものとする。

1. 開放的空間で、屋内的用途がないこと。
2. 通路部分は、主要構造部を耐火構造とすること。
3. 通路部分とその他の部分とは、耐火構造の床及び壁で区画し、壁には開口部を設けないこと。
ただし、最小限必要な部分については常時閉鎖式の防火設備を設けること。
4. 通路の壁・天井の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
5. 敷地内通路部分に門扉を設ける場合は、門扉の開放時に有効幅員を1.5m以上確保すること。

建築物の屋内に敷地内通路を設けた例



※ 寸法表示は有効寸法を示す